

高齢者医療制度に関する
お知らせ

新型コロナウイルス
感染症の流行に伴う
保険料の減免
について



医療保険料の見直し

についてのお知らせもあります。
詳しくは中面をご覧ください

大切なお知らせです

新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い、次の要件を満たす方は、

保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、右ページの(1)～(3)の全てに該当する方

⇒ **保険料の一部を減額**

ご自身が減免の対象になるかについては、お住いの市町村にお問合わせください。

保険料均等割軽減の対象の方^(※)の保険料について

※ 高齢者医療保険料の均等割額が8割軽減または8.5割軽減となっていた方
(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下の方)

法令上7割軽減の対象となる方の保険料(均等割)については、これまで特例的に上乘せして軽減を行ってききましたが、右ページの表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っています。

詳しくは右面をご覧ください。



【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

保険料の減免額 は、**減免対象の保険料額 (A × B / C)** に、**令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D)** をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A × B / C)

- A: 75歳以上の方の平成31年度保険料額 (令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの) 及び令和2年度保険料額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額
- C: 世帯の令和元年の所得の合計額 (※1)

(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額について、

- 300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

減免額の計算例 (75歳以上の夫婦世帯)

【令和元年の所得】 ※保険料額は全国平均を基にした一例です。

夫	給与所得	100万円	(給与収入170万円に相当)
	年金所得	70万円	(年金収入190万円に相当)
→令和2年度保険料額 17万円			
妻	給与所得	なし	
	年金所得	10万円	(年金収入130万円に相当)
→令和2年度保険料額 5万円			

所得の合計額 (C) = 180万円

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合

【保険料の減免額】

(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額	
夫の保険料について、 17万円	×	(100万円/180万円)	×	10分の10	= 約9万円
妻の保険料について、 5万円	×	(100万円/180万円)	×	10分の10	= 約3万円
※令和元年の所得の合計額が300万円以下の世帯なので、全部 (10分の10) が免除。				(合計) 約12万円	

令和元年度からの見直し内容

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の 各種所得なし		9割	8割	7割	

月平均額が
625円 ⇒ 975円

月平均額が
833円 ⇒ 1,300円

令和元年度からの保険料均等割軽減の見直しについて 保険料を年金からの引き落としで納めている皆様へ

年度前半（4月・6月・8月）は前年度の2月と同額となり、後半（10月・12月・2月）で年間の保険料を調整します。引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。

（注）口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。

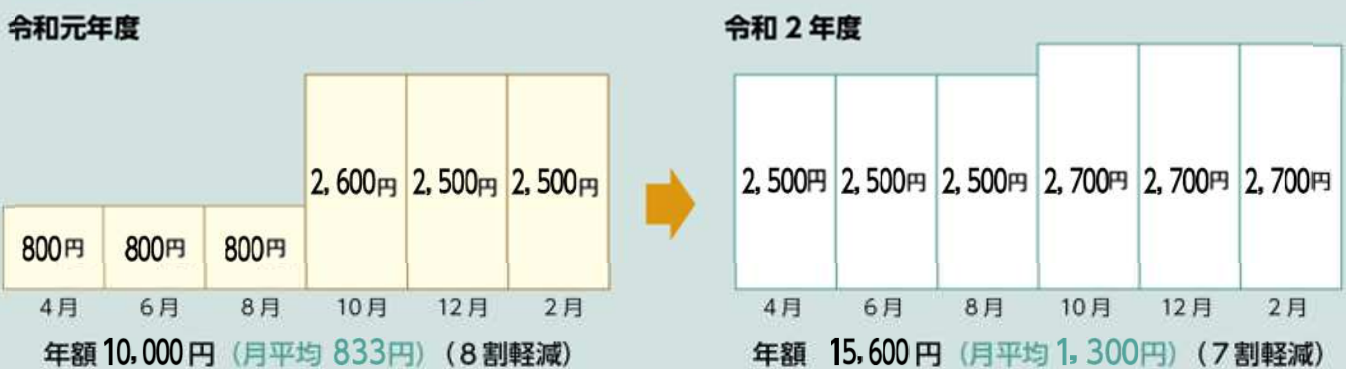
保険料の年金からの引き落とし金額の例



7.75割軽減の対象となる方



7割軽減の対象となる方



内容に関するお問合せはこちらまで

各都道府県の後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口まで
北海道後期高齢者医療広域連合 (直通 011-290-5601)
留寿都村役場税務課 (代表 0136-46-3131)